

# 個性が輝き、生きる力を

学校教育課 ☎(88)9168

市内の全ての小・中学校で取り組んでいる「小中一貫教育」須賀川モデルは、第Ⅱ期を迎えました。小中一貫教育のメリットを最大限に生かした教育活動を展開しています。

## 授業の質の向上で 子どもの学びを保障

第Ⅱ期(令和元～5年度)では、第Ⅰ期(平成26～30年度)の積み重ねを基に、授業の質の向上に取り組んでいます。特に、子どもの生きる力を育成するための「主体的、対話的で深い学び」による授業を全ての教室で実現し、子どもの学びを保障するための取り組みを行っています。

### 「小中一貫教育」須賀川モデル

市内全ての中学校区の小・中学校において、9年間一貫した系統的な教育活動を教職員、保護者、地域住民が連携して推進します。



「小1プロブレム」や「中1ギャップ」の解消、学びの基盤づくり、体力・運動能力の向上策推進などが可能となります。

#### 第Ⅱ期の柱

- ▶9年間の子どもの学びと育ちに教師が責任をもつ学校づくり
- ▶保護者・地域と一体となった教育活動の推進

## 「質の高い授業づくり」 で生きる力を育む

### 「授業づくり研修会」

学校の活動の中で最も大切なのは、毎日の「授業」です。その「授業」の質の向上のため、教師の「授業研究」を最優先にした学校づくりに取り組むことで、子どもの学力や体力が向上し、豊かな人間性が育まれていきます。

各校の授業研究の中核を担う教師を集め「授業づくり研修会」を年3回実施しています。第1回は柏城小、第2回は稲田学園で実施しました。第



第1回授業づくり研修会

3回は、2月13日(木)に第三小で実施します。  
アドバイザーによる  
学校訪問

本年度から、市学校教育アドバイザーによる学校訪問を実施しています。

アドバイザーは、訪問した学校の全てのクラスを参観し、先生方と話し合いました。それにより、「主体的、対話的で深い学び」の有効性を理解し、さらに、中学校区ごとに小・中学校協同で、アクティブラーニングなどを取り入れた対話型の授業づくりに取り組み、授業の質を高めています。

### 「幼・小・中」連携で協同学習

小塩江中学校区では、「小塩江幼・小・中一貫教育ブランドデザイン」を作成し、「小1プロブレム」や「中1ギャップ」のないスムーズな進級・進学を目指しています。

学習面の連携では、幼稚園、小・中学校の先生が互いに授業を参観して、協同でグループ学習や課題解決学習などの充実を図っています。

ほかの中学校区でも、小中一貫教育のメリットを生かし、「学びの連続性」を意識した取り組みを進めています。今後も、保護者や地域の皆さんの協力をいただきながら、「質の高い授業づくり」を実現し、一人一人の個性が輝き、生きぬく力を育む学校教育を推進していきます。



小塩江小の体育の授業

## 分譲地紹介

# 豊かな自然の中で 心安らぐ生活を

観光交流課 ☎(88)9145

### ガーデンタウン虹の台

市の東部と西部には、ゆとりある広さや利便性など、恵まれた立地条件を兼ね備え、安心して生活できる2つのニュータウンがあります。

市東部の福島空港アクセス道路に近接する、緑に囲まれた住宅地です。無償で使用できる家庭菜園や、隣接する「うつくしま未来博記念の森」などでは、自然と四季の移ろいを身近に感じながら、余暇を楽しむことができます。

▼分譲区画数 15区画  
▼平均面積 約108坪

### ながぬまニュータウン

市西部の国道118号沿いに位置する、田園に囲まれた閑静な住宅地です。市街地まで車で約10分と利便性に優れています。無償で使用できる家庭菜園や、整備された公園もあります。

▼分譲区画数 31区画  
▼平均面積 約104坪

各区画の面積、価格、割引制度などは、観光交流課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

須賀川市 住宅用地紹介 検索

### ● 共済見舞金

等級	災害の程度	金額
1	死亡した場合	100万円
2	入院通院日数	270日以上 30万円
3		200日以上 20万円
4		150日以上 15万円
5		120日以上 10万円
6		90日以上 8万円
7		60日以上 6万円
8		30日以上 5万円
9		8日以上 3万円
10		4日以上 2万円
重度障害見舞金		自動車損害賠償保障法施行令第1級または第2級の障害

※災害の程度は、交通事故発生日から1年以内の入院・通院日数が対象です。故意、または重大な過失による交通事故、天災、その他の災害による事故のときは対象になりません。

### 令和2年度からの変更点

- 入院・通院日数4日以上が給付対象
- 見舞金の給付は、同一共済期間中、原則1回(傷害の程度が前回より上等級のときは差額を給付)

## 台風第19号被災者支援の 特別割引制度

昨年の台風第19号災害で被災された人や法人などに、分譲地を割り引きして販売します。

**対象者** 自ら居住する住宅を建築する人と、社員住宅を建築する法人など(次の全てに該当する場合)

▶令和元年台風第19号で半壊以上のり災証明を受けている

▶市税などを滞納していない

**内容** 販売価格の50%割り引き

※ほかの割引制度との併用はできません。

**申込方法** 宅地分譲申込書(観光交流課に設置または市ホームページからダウンロード)に必要な事項を記入の上、住民票、り災証明書を添えてお申し込みください。

## 市民交通災害共済

年間1人500円の掛け金で、国内の交通事故による災害の程度に応じて、見舞金を給付します。

**加入資格** 市内に住民登録または外国人登録をしている人

**共済期間** 4月1日～翌年3月31日

(途中加入の人は、加入日の翌日から翌年3月31日まで)

**申込方法** 申込用紙(生活課に設置または地区の嘱託員などが配布)に必要な事項を記入の上、お申し込みください。

※加入後、共済期間内に市外へ転出しても、会員資格は失いません。

年間1人500円 ワンコインで家族を守る

## 市民交通災害共済

亡くなられた場合は100万円

令和2年度より見舞金対象が入院通院4日目からとなります。

福島県市民交通災害共済組合

生活課 ☎(88)9128